

兵庫県いじめ対策審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県いじめ対策審議会規則（平成26年兵庫県規則6号）（以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、兵庫県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、その開催日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、会議は、公開する。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録等)

第4条 会議を開いたときは、議事録及び議事概要を作成する。

- 2 前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、会議資料又は議事概要は、公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(委員以外の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(特別委員による会議)

第6条 兵庫県いじめ対策審議会条例（平成26年兵庫県条例第22号）第3条第2項に規定する特別委員による会議の運営に関しては、この規定にかかわらず、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年4月28日から施行する。